

優良住宅部品認定基準「衝撃緩和型畳」他4品目を改正しました

2020年12月1日
一般財団法人ベターリビング

一般財団法人ベターリビングは、優良住宅部品認定基準（以下「BL認定基準」という。）「衝撃緩和型畳」他4品目の改正を行い、2020年12月1日付で公表・施行しました。

①「衝撃緩和型畳」においては、認定基準の別添として「建材畳表の品質基準」を追加する改正を行いました。

②「サッシ」においては、試験で性能確認したものに限り、認定範囲としている寸法を拡大する改正を行いました。また、③「改修用サッシ」も併せて、構成部品の見直しを行いました。

④「暖・冷房システム/天井暖房ユニット」においては、適用範囲の拡大する改正を行いました。

⑤「エレベーター（マシンルームレス型エレベーター）」においては、参考仕様書の内容を認定基準に引用する改正を行い、例示仕様としていた参考仕様書を廃止しました。

今回の改正に合わせ、タブレット・スマートフォン等で閲覧可能なマルチデバイス対応の電子ブック『優良住宅部品（BL部品）ガイドブック』も更新しましたので、ぜひご活用ください。
(<https://www.cbl.or.jp/blsys/guide/index.html>)



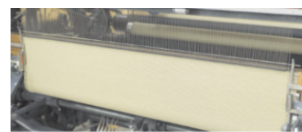
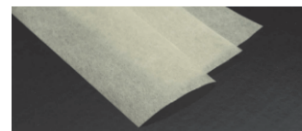
1 衝撃緩和型畳

1) 別添「建材畳表の品質基準」の追加

衝撃緩和型畳の構成部品である畳表は、「JIS A 5902 : 2004「畳」4.1 区分 で定める畳表による区分が 1 等以上」を例示仕様としていますが、畳表にいぐさ以外の材料を用いた建材畳表については、いぐさと同等以上の品質を有することの確認方法が明確になっていませんでした。そこで、建材畳表の品質を確認するため「建材畳表の品質基準」を優良住宅部品認定基準の別添として追加することとしました。

<改正のポイント>

- ① 主材料としてポリプロピレン樹脂又は機械すき和紙を緯（パイプ）として使用した建材畳表を対象としました。
- ② 建材畳表に使用するたて糸の種類として、麻糸、純綿糸、混紡綿糸の他に、新たに合成繊維糸を追加しました。
- ③ 耐候性、耐摩耗性、ホルムアルデヒド放散量の3項目の試験を定めました。

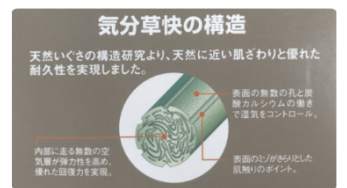


△写真提供 大建工業株式会社
【綾やかおもて】

図 機械すき和紙畳表の例



△写真提供 積水成型工業株式会社
【セキスイ MIGUSA】



△写真提供 山中産業株式会社
【気分草快】

図 樹脂製畳表の例

<問い合わせ> 住所: 〒102-0071 千代田区富士見 2-7-2
担当: 住宅部品事業推進部 企画開発課
電話: 03-5211-0572

2 サッシ、改修用サッシ

1) 認定している最大寸法の範囲の拡大（サッシ）

サッシの最大寸法は、開閉形式ごとに最大寸法を定めていましたが、近年の集合住宅における開口部が大きくなっていることから、試験で性能確認がされた範囲に限り最大寸法の範囲拡大を許容することとしました。

2) 構成部品の見直し（サッシ、改修用サッシ）

- ① レバーストッパーとドアクローザーの何れかを用いるため、現状に合わせ構成部品の別を修正しました。（サッシ、改修用サッシ）
- ② 中骨・方立・無目をセットフリー部品から選択構成部品に変更しました。（改修用サッシ）

3 暖・冷房システム/天井暖房ユニット

1) 適用範囲の拡大

「住宅の居室」に限定していた適用範囲を「住宅、運動施設、医療施設、介護施設」へ拡大しました。

4 エレベーター（マシンルームレス型エレベーター）

1) エレベーター（マシンルームレス型エレベーター）参考仕様書の廃止による改正

以下の内容を参考仕様書から引用し、参考仕様書を廃止しました。

- ① 冠水検知装置、停電時自動着床装置、かご上安全手すりを必須構成部品に追加しました。
- ② 材料の例示仕様を明確化しました。
- ③ 照明・換気扇自動休止の明確化しました。

2) 用語を最新の関連法規等に合わせる改正

用語について最新の関連法規等の表現に合わせて更新しました。

以 上